

## 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための 基本方針（案）に関する意見と県の考え方

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
基本方針（案）全体について			
1	不登校に悩む子どもたちやご家族に寄り添う内容だと感じた。	5	本基本方針に沿って、不登校児童生徒支援を進めていきます。
2	現状及び従来の学校運営や不登校支援の反省が多く記載されている。踏み込んだ内容を評価する一方、現場の疲弊感が増す懸念がある。改めることは改める姿勢で臨んでいただけるとありがたい	1	
3	大変わかりやすく、現状を率直に分析している。	1	
4	不登校児童生徒の増加傾向については、複合的な問題であり、早期対応、オーダーメイドの支援体制等が必要。今回の案は、細かい点まで考慮されていると思う。現場の教職員の数が増えることを希望する。	1	
5	数値目標や進捗管理表を付け加えてはどうか。	3	
6	「子供」という文言が使われているが、「子ども」に変えてはどうか。	1	公用文作成の手引に従って、「子供」としています。
7	「不登校児童生徒」という言葉を使用しないでいただきたい。便宜上の使用はけっこうだが、保護者と子どもが目にするものには「学校が苦手な子」などの言葉を使用していただきたい。	2	条例や各種通知にある「不登校児童生徒」という言葉を使用しています。御意見の趣旨は、今後の施策の検討の際に留意してまいります。
8	欄外に基本方針に用語や法令解説を加えてほしい。	1	必要に応じて、本文中で説明する形態を取っております。
9	不登校の背景に、家庭環境の課題やこども本人の知的・発達障害等の影響も考えられる。相談は学校関係だけでなく、多様な福祉の相談機関も以前から対応してきた。関係機関との連携強化に、福祉関係との連携も明記してはどうか。	1	福祉部局との連携は大変重要であり、本基本方針にも記載しております。御意見の詳細については、今後の不登校児童生徒への支援に当たり、参考とさせていただきます。
10	全体を通して、外国人のご家庭に特有の課題への記載が少ないように感じる。外国人の不登校の生徒や保護者の課題や必要な支援について、今後の調査で重点項目のひとつにあげていただきたい。	1	今後の不登校児童生徒への支援に当たり、参考とさせていただきます。
はじめに			
11	「多様な教育機会」の定義は何か。民間にあるいろいろな教育スタイルが想定できる余地がありえる。「多様な教育機会」の定義説明の一部は3ページにあると理解してよいか。	1	3ページに「多様な教育機会」として「学校内外の教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクール等の民間団体、ICTを活用した学習支援」を例示しており、既存の学校自体が必要な改善を加えていくことも含め、これらを「多様な教育機会」と捉えています。
12	「更に増え続ける」とあるが、今からさらに不登校が増え続ける根拠が県にあるのか。	1	御指摘を踏まえ、「現状は、教育を受ける上での選択の幅が狭く、不登校の状態になっている子供たちがこれまでもおり、更に増え続けているという深刻な状況にあります。」と修正しています。
13	「教育を受ける上での選択の幅が狭い」という状態が「深刻」だという理解でよいか。	1	現状は、教育を受ける上での選択の幅が狭く、「不登校の状態になっている子供たちが増え続けている」ことが深刻だと捉えています。
14	「そもそも多様である子供たちにとって、現状は、教育を受ける上での選択の幅が狭く、」とあるが、その通りだと思う。	2	本基本方針に沿って、不登校児童生徒支援を進めていきます。
1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項			
(1) 基本理念			
15	「健全な学校生活」について、「健全」とはどのようなことを指すのか、県の定義をお教えください。基本方針を読む県民の皆様は多様な価値観を持っている。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
16	健全等の判断部分は定義が厳密でない場合は、県は校長の個人信条に任せるという認識なのか。基本方針から多様な解釈のできる、子どもを縛る可能性のある言葉は、なるべく削除すべきではないか。	1	これらの部分は、文部科学省の生徒指導提要进行に表現を精査しております。
17	「より良く成長・発達していくために設けられるものであり」について、文末部分を「あるが」としたほうが県の前後の文章全体を読むに、文の意味が伝わりやすいのではないか。	1	
18	「学校に関わる全ての人の間で、」に保護者も含まれる文言を追加してほしい。	1	保護者も含め「学校に関わる全ての人」と表現しております。
19	基本理念の「いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営」に「不適切な指導」を追加すべき。	2	「いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営」は、条例の文言であり、「不適切な指導」については、その中の「等」に含まれます。また基本方針の本文中では、「不適切な指導」について詳しく記載しています。
20	以下の内容を追加すべき。 「過度な規律の重視や学力競争、児童生徒の個別の事情を考慮しない、教師個人の価値観や信念によるものであり、児童生徒の人権および尊厳を著しく損なう。」「また、影響は児童生徒本人にとどまらず、家族の就労やメンタルヘルスに及び、事態は深刻と捉えなければならない。」	1	本基本方針に同趣旨の内容が含まれているため、文言の修正は行いませんが、御指摘いただいた詳細な点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
21	以下の内容を追加すべき。 「不登校になる過程でメンタルヘルスを害し、精神科を受診する児童生徒も多いことから、学校が子どもたちにとって心身に悪影響を及ぼしている現状があることに真摯に向き合い、反省し、学校が父権的立ち位置にとどまらず、保護者や地域と協力して学校風土を作り出し、地域や保護者とのコミュニケーションを通じて絶えず変容する勇気を持ち、さらにそれを「見える化」することが、学校の「安心・安全」につながり、ひいては不登校の予防につながることは強く意識する必要がある。」	1	
22	以下の内容を追加すべき 「義務教育段階の学校の役割は極めて大きいことを鑑み、文科省が「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」としていることにも留意する。	1	
23	本基本方針は、不登校児童生徒への支援を推進するために、4つの基本理念を掲げている。これらの理念は、不登校児童生徒への支援を効果的に進めるために非常に重要である。	1	
24	「児童生徒の個性を尊重」について、学校職員に徹底していただきたい。娘は登校渋りだった状態から改善できた。校長先生が気にかけて、職員にも共有していただいたためだと思っている。	1	本基本方針に沿って、不登校児童生徒支援を進めていきます。
25	基本理念に「学校に関わる全ての人の間で、暴力と暴言を根絶」が入ったことを評価する。暴力、暴言の出る子どもの多くは、家庭または学校でのケアが不足しており、教育方法そのものに柔軟性を持たせることが必要。	1	
(2) 教育機会の確保の意義			
26	「最低限の基盤」や「最小限の社会的保障」の定義がわかりづらい。	1	御指摘の語句は、義務教育に関する記載であり、これを明確にするため、項目名を「義務教育段階の教育機会確保の意義」に修正しました。
27	外国人の子どもの教育部分の権利を保障する姿勢は、踏み込んでよいと思うが、外国の方は就学義務が適用されない故に、必要と感ぜない支援を受けない権利、独自教育の保障、保障をしたうえでの支援も明記すべきではないか。	1	本基本方針は、教育機会の確保について、記載しており、御指摘の点は、記載しておりません。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
28	外国人児童生徒に対する言及があったことを評価する。外国人の子どもたちの教育を公費で確保する必要が生じている。母国語教育を必要としているので、手配する必要がある。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
29	朝鮮学校等を県は「多様な教育」の一つとして連携や支援等するのか。民族学校等も支援するなら、固有名詞も基本方針に明記してはどうか。仮に朝鮮学校等とは連携や「経済的支援」を考えない場合は、説明を付してほしい。	1	基本方針は、不登校児童生徒の支援に当たり、今後の大きな方向性を示すものであり、御指摘の内容については、記載しておりません。
	(3) 本県の不登校児童生徒の現状と課題		
30	「課題」は仮に解決策がなく、課題だけ出している場合は、どのように今後課題を検討していくか、計画案、進行予定表等の記載が必要ではないか	1	基本方針は、不登校児童生徒の支援に当たり、今後の大きな方向性を示すものであり、計画案・振興予定表等については記載しておりません。
31	千葉県の不登校児童生徒の増加は全国的な傾向と比べてどうなのか。そしてその原因は何か。そうした分析はあるのか。あれば加えていただきたい。	1	1,000人当たりの不登校児童生徒数について、全国平均との比較を掲載しておりますが、その他の比較については、毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をまとめる際に実施しており、本基本方針には記載しておりません。
32	イ(イ)に以下の内容を追記すべき 「子どもたちが心身に異常をきたしている」、「学校がその原因を特定し、不登校の予防に向けて」	1	本基本方針に同趣旨の内容が含まれているため、文言の修正は行いませんが、御指摘いただいた詳細な点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
33	不登校の要因について、学校側の調査と当事者の調査で大きく乖離があるとされているが、まったくその通りだと思う。現状をとらえて向き合ってくれたことに感謝する。	1	本基本方針に沿って、不登校児童生徒支援を進めてまいります。
34	「教育委員会、学校は、児童生徒個々の状況を改めて確認し対応する必要がある」とされているが、教育委員会や学校だけでなく第三者が介入しなければ、本質的な対応は難しいのではないか。	1	
35	学校教育が根本的に変わらなければいけない時期にきているのではないか。義務教育であっても、親や子どもが学校を選べるようになったり、学校独自の改革ができるようになれば、教師の意識も変わってくるのではないか。	1	
36	実態把握は、基礎自治体の教育委員会が責任もってしてほしいと思うので、市の教育委員会へ指導をお願いする。	1	
37	ニーズに合った支援が求められる。不登校経験者や今、その中にある保護者・子どものニーズ調査を積極的に行う必要性がある。	1	
38	不登校児童生徒の実態やニーズを正確に把握するためには、アンケート調査だけでなく、個別面談やインタビュー等、多角的なアプローチが必要。	1	
39	実態把握を密に行って、支援や相談先の紹介を勧められるようにシステムが作られると良いと思う。情報共有を欠かさないようするため、校内分掌などを持たない不登校対応専門職員が必要と感じる。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
40	情報の提供に限らず、学習機会の確保を前提とした受験要件の制定を望む。娘が中学校1年で不登校であるが、進路選択の狭さに目標を見出しにくくなっている。	1	
41	地域的な課題もあると思うので、より詳細な情報を得るために、市町村や中学校区単位で調査結果を分析し、結果に基づき支援を構築する仕組みが必要と考える。	1	
42	多様な学び推進の一環として、全ての小中学校でオンライン授業対応。現状は学校により対応が異なり、大半の小学校は対応していない。各学校任せではなく、千葉県がリーダーシップを取り早急に進めていくべきと考える。	1	
43	県内どこに住んでいても、必要な支援を受けられるよう、地域格差を解消するための取り組みが必要。	1	
44	代替の選択肢は少なく、家庭で過ごすことが多いと感じる。また、平日昼間に相談に行けない保護者もいる。そのため、学校からパッケージで支援情報が得られる仕組みの構築やオンライン教育相談の導入推進を望む。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
45	学校外における学習活動の評価については、県内だけでなく、他の都道府県の情報も収集し、同じ学校外活動の評価が、県内外で著しく異なることのない、不利益にならないよう共通理解を図るようお願いする。	1	
2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項			
	(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり		
	ア 魅力あるより良い学校づくり		
46	「豊かな学校生活」という記載があり、人間関係が充実しているという事と、子どもの「個性の尊重」の様に取れる。憲法や各条約等の各種の法で守られている「人権」「権利」部分についての文言も、別記等して追加で検討してほしい。	1	本基本方針中には、「教育を受ける権利」「生存権」等、憲法に係る記載も加えております。
47	「大人」は、「おとな」とすべきではないか。	1	公文書作成の手引きに従って、「大人」としています。
48	「校長のリーダーシップの下」とあるが、子どもに寄り添おうとしている姿勢と、時に相反しないか。トップダウンという形式を真似て教員の子どもへの指導にも、伝播している可能性が一部あるとも言えないか。不登校支援では、トップミスをする場合があり得るという制度設計も検討願う。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
49	「自己肯定感」という言葉が使われているが、「自己有用感」の方が適切ではないか。	1	自尊感情を高めるという意味で、「自己肯定感」という言葉を使っています。
50	(1)の「児童生徒」を「多様な児童生徒」に修正すべき。	1	本基本方針の冒頭「はじめに」において「多様である子供たち」と記載しており、基本方針全体をとおして児童生徒の多様性を尊重する立場で策定いたしました。
51	以下の内容を追加すべき。 「昨今、神経発達症（発達障害）の診断が増えており、不登校との関連性も指摘されることから、神経発達症（発達障害）を想定したクラス運営が不登校の予防に有効であると考えられる。神経発達症（発達障害）の本当の障害は「環境」であるともいわれることから、現場の教師が、神経発達症（発達障害）の理解を深め、圧力や、個人の経験や価値観によらない指導にマインドセットを切り替えていくことが重要である。」	1	本基本方針に同趣旨の内容が含まれているため、文言の修正は行いませんが、御指摘いただいた詳細な点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
52	教職員は、多様な児童生徒や特性のある生徒児童への理解と知識を深め、適切に対応することが求められる。決して教職員の圧力や指導が原因で児童生徒が不登校になる事態は根絶しなければならない。	1	
53	教職員をはじめ身近な大人が無意識のうちに個性に優劣をつけていることを現場に伝えてほしい。	1	
54	教室での心理的安全性確保のもと、対話を通して魅力あるより良い学校づくりをすべき。多くの子どもにとって学校が居場所になっていることへの配慮が必要。	1	本基本方針の趣旨がしっかりと伝わるように取り組んでまいります。
55	不登校になる理由は圧倒的にいじめによるものが多いと認識している。いじめに苦しんでいる生徒の気持ちを第一に考える先生がいない現実が不登校児童生徒が増加に繋がっていると思う。	1	
56	いじめ、暴力行為、体罰防止に向け、校長のリーダーシップのもと教職員の共通理解の促進が必要。	1	
57	以下のとおり修正 「これに関連して、既存の学校が、そもそも、元気で明るく先生の言うことをそのまま受け入れる子供を想定した仕組みになっており、物静かで落ち着いた空間を指向する子供、教室にいること自体や現状の学び方に苦痛を感じやすい子ども、疑問を感じやすい子どもの中には、学校が、長期間に渡り生活しづらいと感じている場合があることに留意が必要である。」	1	本基本方針に同趣旨の内容が含まれているため、文言の修正は行いませんが、御指摘いただいた詳細な点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
58	学校が「楽しい」場所であってほしい。先生がリラックスして授業を楽しむ余裕が欲しい。そういう雰囲気を醸成して頂きたい。地域の住民も学校教育には関心がある人も多く、そういう方々と一緒に学校に「楽しい場・楽しい時間」をさらに導入して頂きたい。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
59	授業の「一斉指導」の比重を減らし、「個別自律学習」の時間を増やすことを検討して頂きたいと思う。発達段階が多様であることから、一斉指導は時として、子どもの自尊心や自信を損ない、自己肯定感の低下に繋がる。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
60	落ち着くことができる空間を望んでも、空き教室がない学校もある。相談室があっても、元気にお話したい子もいれば、静かに過ごしたい子もいて、共存が難しい場合がある。他の自治体の事例などを共有して全学校に落ち着いた空間が望まれる。	1	
	イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり		
61	「大声で暴言を発して統制を取るような指導を行う場合がある。これらの指導は、」と記載されているが、「大声で暴言を発」することは指導ではないから、これを指導と称するべきではない。	1	趣旨を明確にするために、ここで使用する「指導」を「不適切な指導」と修正しました。
62	学校・教育委員会がいじめを隠蔽していることを明示して、現在、隠蔽が続けられている全てのいじめをいじめであると認めて被害者側の訴えを真摯に受け入れて対応することを明記すべきである。最大限の法的措置を取ることを明記したうえで、できうる限りの対策を取っているからこそ、いじめを隠蔽するという意図ではなく、児童生徒には安心して学習ができる環境を用意している旨を明記すべきである	1	いじめ事案への迅速かつ適切な対応は重要であり、県いじめ防止基本方針等をもとに、本基本方針にもいじめを許さない学校づくりについて記載しております。
63	生徒同士の暴力について、様々な背景が考えられる。暴力は必ず必要があるが、「毅然とした対応」という表現から、暴力を振るった側の生徒への背景理解が抜け落ちないように留意していただきたい。学校を安全に保つためにやむを得ない措置だという姿勢で臨んでいただきたい。	1	児童生徒への指導に当たっては、それぞれの事案や児童生徒の状況に応じて適切に行うものと考えおります。
64	学校にいる表現の下手な、特に低年齢の幼い児童等にも、「豊かな」学校生活のために「暴言を絶対に許さない」という表現は、時に配慮してほしいと思う。基本方針を金科玉条にする先生がいたなら、子どもを追い詰めないか。	1	
65	「次に、児童生徒への指導に当たっては、暴力や暴言が許されないことについて」とあるが、児童生徒へ指導を行うのは保護者か、それとも教職員か。	1	「いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり」における記載であり、第一義的には、教育委員会や学校の取組を想定しています。
66	「正しい言葉と方法で」という文言があるが、「正しい」という言葉は抽象的すぎると思う。何が県の価値観では正しいのか、具体的に知りたい。	1	個別の事案により適切に判断するものと考えています。
67	クラス替え等も検討しつつ、万策尽きたなら「出席停止措置を講じるなど」ではないか。出席停止された子どもの代替的学習権保障と、具体的救済措置なども念のため、子どもの個性を尊重される方針なら踏み込んでほしい。毅然と排除して、万が一何もしないとすると、教育の放棄になる。	1	
68	非行による出席停止で不登校相当になった子は、千葉県の方針ではフリースクールと連携し学習権のサポートをするのか。それとも、今後の課題か。いわゆる非行等の「問題児」とされる子や、障がいを持つ子を多様な教育の名の下に、学校から安易に排除する措置につながらないよう、検討願う。	1	
69	児童生徒の個性を尊重するあまり、行為行動まで受容または許容してしまう教職員も見られ、受容するのは子どもの「思いや考え」であり、集団での危険な行為や守るべき行動などは毅然として教える必要があると考える。	1	
70	体罰・暴力の禁止は方針案に十分明記されているところで、大賛成だが、さらにこれを現場に浸透させていく具体的措置を明確化して頂きたい。	1	
71	児童生徒による暴力・いじめの根絶は更に強く推進して頂きたい。スクールカウンセラーの配置などが行われているが、配置数の増加の検討を願う。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
72	暴力・暴言・いじめを許さないという覚悟は安心のための必須の条件だが、同時にのびのびとした自由な空気も必要。校則の「検証・見直し」とあるが、それを子どもたちに任せてほしい。校則は生活に直結したルールで、民主主義の練習の機会にもなると思う。	1	
73	学校における暴力や暴言は校長の指揮、指導のみで撲滅することは実際には難しいのではないかと。年度途中であっても担任を変える、他クラスとの合同授業を認めるなど、状況に応じた対応を可能にしたい。	1	
74	明らかに教師の心の未熟さにより気分次第で子どもに暴言を発したり暴力に及ぶケースもある。管理職の判断によって、必要に応じた当該教師に対する研修やカウンセリングなどに繋げられる仕組みを構築する必要がある。	1	
75	加害保護者に対しても、校長から指導や措置を講じることができるようにしてほしい。	1	
76	いじめ被害者が不利益をうけ転校または不登校になるケースが多い。被害者が不登校になることはさけるように、学校はいじめ被害者によりそうこと。	1	
ウ 児童生徒への指導方法			
77	教員は自身の指導に対して省みることを、学校外の指導者とする時間を取っていただきたいと思う。教員の状況を保護者や児童生徒から伝えることが出来る機関があれば、周知徹底をお願いする。	1	本基本方針の趣旨がしっかりと伝わるように取り組んでまいります。
78	先生自身にも、教育の場での迷いや混乱があるのだと思うが、まず、子供たちの「気持ちに寄り添う」ということを大切に、ということを伝えたい。	1	
79	先生方は良かれと思って厳しく指導することがある。その指導が、一部の子には強く刺さってしまうこともある。学校の必須項目のハードルを下げることや、先生に日常的に伴走して支援する仕組みが必要だと思う。学校内に、心理学や行動分析に基づく専門的スキルを持った専門家が望まれる。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
エ 児童生徒の額種状況等に応じた指導・配慮の実施			
80	一人の教員が、多様な課題、いじめや不登校などの課題もある中で、30数人の子どもそれぞれに個別のというのは、基本的には物理的に不可能ではないか。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
81	「複数の教職員の目で児童生徒を丁寧に見守り」とあるが、職員でない者も「連携」として今後支援に関わるのではないかと。その職業がわかるように具体的に別個に記載しても良いのではないかと。	1	不登校児童生徒の支援においては、学校外の方々との連携も重要ですが、様々な状況が想定されるため、具体的な職業の例示は、控えさせていただきます。
82	下線部を追加すべき 「児童生徒の中には、特定の授業や学校行事について極端な苦手意識を持っているなどの理由で強いストレスを抱え、登校ができなくなっている場合がある。～学校は、相談しやすい環境をつくるとともに、複数の教職員の目で児童生徒を丁寧に見守り、積極的な把握に努め、 <u>社会モデルを前提とした児童生徒の特性に応じた配慮や支援を行うことが重要である。</u> 」	1	御指摘いただいた点については、今後の支援において、参考とさせていただきます。
83	不登校の状態からスモールステップで登校できるようになっても、教室の標準が高くて参加が難しいと感じる。配慮いただいても、目立ちたくない子どもが特別扱いを飲み込めないと教室には参加できない。学びの多様化学校のように、参加にグラデーションがあると、少しでも参加できると思う。	1	
(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進			
ア 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進			
84	「児童生徒理解・支援シート」について、医療福祉など他分野でも共有・活用できると、多忙な教師や関係者への負担軽減につながるのではと感じた。要対協の情報共有会議等、多機関でこどもや家庭の支援を検討する際にも活用するよう働きかけてはどうか。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
85	支援体制を構築するためには、不登校対応の技術の向上も欠かせない。そのための教職員への不登校対応の技術を助けるような具体的サポートと心理的サポートが必須と思う。	1	御指摘いただいた点については、今後の支援において、参考とさせていただきます。
86	不登校を抱える中で、①学びの保障のみが必要なケース②学びづらさ、家庭的な要因など支援が必要なケース、大きく両者にわけられる。学校が支援について検討しやすいよう、ケースのスクリーニングや見立てを行い、支援に結び付ける体制作りが求められる。	1	
	イ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保		
	(ア) 学びの多様化学校の設置促進		
87	具体的な設置時期・設置数・設置場所の目標を明言していただきたい。フリースクールや専門家とも連携をし、近年中の設置実現に向け具体策を講じていただきたい。	1	基本方針は、不登校児童生徒の支援に当たり、今後の大きな方向性を示すものであり、数値目標等を記載しておりません。
88	各市町村で設置の動きが出てくると期待するが、自分の住んでいる市町村が設置に消極的であれば、取り残されてしまう。「学びの多様化学校」は例えば隣接する市町村であれば受け入れ可能にする等、門戸を広げていただきたい。	1	
89	文科省認可の中学校や高校ができればありがたい。年単位で不登校であると、普通高校を受験できたとしても勉強がすでにいけてないため通学できず、仲間とも馴染めないまま中退になる。不登校児に普通学級はついていけないため、合わせてくれる学校が必要である。	1	
90	「学びの多様化学校」は、年間授業日数を減らせることや体験授業等、地域の学校に与える影響は非常に大きい。「努力した過程を積極的に認め、自己肯定感を高める」ための工夫を積極的に進めることで、「新しい学校のモデル」になることを期待している。	1	御指摘いただいた点は、今後の支援において、参考とさせていただきます。
91	県南在住者としては、支援施設や機関が県庁所在地近郊にばかり設置されて、置き去りにされていると感じている。どの地域にも身近に通える学びの多様化学校を規模が小さくても構わないので、設置してほしい。	1	
92	不登校の子が学びたいと思ったときに既存の教室はハードルが高いので、多様な学び方が選択できる学びの多様化学校の設置が望まれる。分教室のように、小規模でも各市町村にひとつ設置していくことで、学びにつながる子どもが増えて、既存の学校にも多様な学びへの理解が進むのではと思う。	1	
93	「学びの多様化学校」を義務教育にとどまらず、県立高校としてつくってほしい。	1	
	(イ) 教育支援センターの機能強化		
94	機能強化を是非推進していただきたい。センターとフリースクール双方が情報や意見を交換することでいい方向に動くこともあると感じる。現在、教育支援センターとフリースクールとの交流はなく、相互交流ができればと思う。	1	
95	現状の自習を主軸にし必要に応じて担当者に質問する運営法では、十分に学習ができない局面も発生するのではと思っている。改善案として、例えば曜日・時間別に科目を設定し、少人数の講義形式のクラスで学べる機会を用意頂ければと考える。	1	
96	「市町村教育支援センターを地域の不登校児童生徒支援の中核と位置づける」を高く評価する。学びの多様化学校の設置促進は悪くはないが、簡単に設置できるものではない。学校は、一方の当事者であり、教育支援センターを、支援の中核に位置づけたほうが良い。	1	本基本方針に沿って、不登校児童生徒支援を進めていきます。
97	校内教育支援センターは、教室に入れない子の貴重な居場所になるので、全校設置の早期実現を希望する。また、職員が教室復帰を目標にした指導を行わないよう周知願います。教科学習や教室での給食を強く指導されると、再び家庭に戻ってしまうこともある。元気な子が過ごす場所と、静かな子が過ごす場所の両方があることが大事だと思う。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
98	校内教育支援センターは、行き渋り状態の子どもには有効だが、学校に来なくなってしまった子どもたちへの効果は見込めない。不登校の子どもたちは、教師や同級生と顔を合わせることが嫌がる。	2	御指摘のような状況も想定し、多様な教育機会を確保することが重要であり、その趣旨で、基本方針を策定しております。
99	校内教育支援センターの利用は、不登校の児童生徒に限らず、大人数が苦手な教室にいることが辛いなど必要としている児童生徒全てが利用できるようにして、周知してほしい。また、小学校全校にも設置し、見守りスタッフを別途採用し研修等を行い、適切な見守りを実施できるようにしてほしい。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
100	中学校に不登校生徒を支援する教室が確保されているが、支援級在籍の生徒は利用できない状況になっている。平等な教育の機会を確保するためにも在籍クラスに関わらず利用できることが必要ではないか。	1	
101	不登校の生徒がサポートルームに登校した時、職員室へ出席、帰宅時の報告に行かなくていけないことをやめて欲しい。	1	
102	登校できない子どもたちにとって、家庭以外の居場所があることは重要だと思う。また、“学校には行きたいけどクラスには入れない”という子どもも一定数いるはずで、受け皿となる教員の配置を全県的に進めてもらいたい。	1	
	(ウ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援		
103	地域の公的機関や民間団体が密接に連携して、さまざまな支援資源をパッケージにして、早期に情報が提供され、支援に結びつけることができると助かる。また、その際には、必要な支援について、保護者や児童から意見を聞く場を設けて、ニーズにあった支援の提供をお願いします。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
104	教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援も推進してほしい。教育委員会と学校の先生方とは意識の違いがあり。学校の先生方の中にはフリースクールの存在を理解してくれる人とそうでない人の差がある。この基本方針をきっかけに多くの力をあわせて支えていければと思う。	1	
105	不登校の中で、「安否が確認できない」「学校と関わりを持ちたくない」というケースも見受けられる。学校が可能なことを提示し、関係機関への報告や連携が図れるようにしていきたい。対応のモデルを示し、学校・保護者・子どもにも分かりやすく伝えることが求められる。	1	
106	学校とフリースクールが対話することで、お互いの理解も深まる。今後は、福祉関係の行政や団体との協力も必要になると思う。現在定期的に教育委員会とフリースクールネットワークの懇談会が開かれていて心強く思うが、今後は不登校の親の会や子どもに関わる団体が集まって、話し合う場が、教育委員会のリードで開かれることを願っている。	1	
107	学校、教育支援センター、フリースクール等、関係機関が連携して定期的に情報共有を行い、子どもたち一人ひとりに最適な支援を提供する体制を構築すると困難解消に役立つと思われる。	2	
108	モデル事業について、学校とフリースクールが協力して「ネット上での居場所」を用意できれば、気持ちが少し明るくなるかもしれない。学校の先生方の負担にならず、子どもたちの学びの世界が広がることが期待できる。	1	
109	「千葉県フリースクール等ネットワークとの協議を定期的に行っている」とあるが、上記に入っていない不登校支援団体も複数ある。それらの声も公平性ある施策推進のため、くみ取って欲しい。文言の追加変更等検討すべき。	1	



No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
110	モデル事業を実施する場合、公の支配に関連しない事業の場合は、フリースクールの私教育の自由を守って下さい。私教育を守る積極的記載が欲しい。	1	御指摘のことについては、「今後、教育委員会、学校とフリースクール等の連携を更に強化し、フリースクール等の自主性を踏まえつつ、相互に協力・補完する体制を構築することが重要である。」と記載しております。
111	民間業者へ、もし経済支援が決定するに際しては、県は憲法89条の公の支配と関連の法規を守り、公の支配の最新行政解釈を県は文部科学省にも確認してほしい。公の支配に対する国の行政解釈が変更されているなら、県から県民に周知してほしい。	1	施策を検討、実施するに当たっては、法令を遵守いたします。
112	市からフリースクールへの委託予算を知り、フリースクールの熱意だけでは継続的に不登校支援が出来ないと感じている。モデル事業を考えているならば、出席扱いになる施設全体に、助成をお願いする。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
113	児童や保護者が最初に接点があるのは学校なので、公的民間問わず多様な支援を情報収集しパッケージにして、学校から提供される仕組みをお願いしたい。	1	
	(エ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援		
114	教員や支援者が関わる、保護者や子どもの意思の尊重について、どのように千葉県は認識しているのか。具体的記述が欲しい。家庭訪問に関連する部分は、ケースバイケースとしても、慎重な文言の追加を検討してほしい。	1	御指摘のことについては、支援の方法を誤り、当該児童生徒と保護者の負担となったり圧迫となったりしないよう留意する必要がある旨、記載しています。
115	学校の授業をオンラインで配信してすることを積極的に行なって欲しい。また、オンラインで授業に参加しても学校の出席として欲しい	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
116	家族や家庭の支援が大変重要と思われる。家庭環境が安定し家族力が高まったことで、再登校できた児童生徒が多くいる。そのような家族全体への具体的な対応支援をぜひやっていただきたいと願う。	1	
	(オ) 不登校児童生徒が学校外等で学習した場合の、指導要録上の出席扱いと評価		
117	出席扱いは校長の裁量。出席扱いについては、基本方針で県が多少でも踏み込んで具体案を示すか、案ができるまでは校長に一任してはどうか。	1	出席扱いや評価については、県が状況を把握し、各市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で共通理解を図る旨、記載しております。
118	出席扱いや成績評価について具体的事例を別紙として提示すべきである。娘は定期テストを校内の別室で受けており、課題もできる範囲で提出しているものの、通知表の評定は「なし」とされている。このような事例は聞かずに他校では見られず、学校長の裁量とはいえ、本案にあるように対応の差が大きい。	1	
119	千葉県の不登校生徒の高校選抜での公立合格率、千葉県の不登校に対する現段階の高校選抜システムへの配慮などを説明しても良いのではないかと。数値や具体的制度で示さないと、言葉では消えない不安も県民にはあると思う。	1	
120	「通知表の表記」は基本方針にもあるとおり、市町村によって差がある。指導要録上は出席扱いかもしれないが子どもや保護者は目にしないのでわからない。通知表でなんとか頑張りを評価できる方法があれば切に願う。県内で統一できれば子ども達の自信につながり自立への一歩となると思う。	1	御指摘いただいた点は、今後の参考といたします。
121	不登校の子は別の場所で学んでいるのに、担任が通知表をつけるのは矛盾している。一定の条件は必要と思うが、実際に子どもをみている教員が評価してほしい。	1	
122	いくら勉強をしても成績を付けてもらえず、中学へ入ると成績表以外に、内申書にも影響する。入試での不利な状況を改善していくためにも、学習の評価を検討いただきたい。	1	
123	公民館・図書館など見守りがあり、安心していられる場所の増加と、そこに滞在した時間は、出席扱いにする検討をしてほしい。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
124	中学生の不登校生徒達は高校入試を心配している。高校受験において、出席率の緩和等、不登校生徒が安心して受験できる制度にしてほしい。	4	
ウ 保護者への支援			
125	保護者への相談窓口を充実させ、早期に必要な情報提供を行うことが重要であるとともに、保護者の交流会等を開催し、相互支援の場を提供する必要がある。	1	
126	学校長の裁量が大きすぎるために、必要な家庭に情報が行き届かないのは問題。また、「希望がないので校内教育支援センターを設置していない」と答える学校があるが、学校長が周知をしないケースがあるので、関連する情報は、県から全家庭に周知をお願いしたい。	1	
127	教育委員会が学校に求めている情報は何かについての見える化を求める。保護者は子どものどのような情報を報告され、それが正しく報告されているか知りたいと思っている。	1	
128	長期欠席に伴う給食費や副教材費などについて停止も可能なことや配布物の受け取りについて、学期初めに書面で確認するような一律対応を希望する。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。保護者へ必要な情報が届き、支援につながるよう取り組んでまいります。
129	保護者に気づいてもらえるような広報を展開していただきたい。保護者が必ず参加するPTAや、学校入学前に集まるときに説明しないと、忙しい保護者はなかなか気づかないと思う。保護者への情報提供の強化をお願いする。	3	
130	孤立防止のため、自治体や学校ごとに親の会を作るなどしてほしい。否定せずに聴いてくれる親の居場所がまず必要。	3	
131	サポートガイドに出ている施設は、詳細を調べてから掲載してほしい。	1	
132	運営している施設は県発行のサポートガイドのフリースクール団体一覧に記載されていない。公平に掲載させていただければと思っている。	1	
133	「フリースクールに行くから補助してほしい」、「こどもの居場所を立ち上げたいから助成してほしい」の前に不登校というこの状況が精神的にも経済的にも非常に辛いので、無条件で支援してほしい。	1	
134	フリースクール等に通所している保護者の経済的負担は大きい。経済的支援を検討していただきたい。	8	
135	公教育は、税金の再配分だと思う。学校には居場所がなく、不登校を選択せざるを得ない状態なので、家庭にいる場合でも税金でその子にあった教育をサポートをお願いしたい。	1	
136	教育支援センターに登録し連絡が取れていると、希望者は原籍校で自動的に出席扱いされ、経済支援も受けられるようにする。出席扱いと経済的支援によって、連絡の取れていない家庭が大幅に減ることが期待される。	1	
137	学校で望めない教育費を子ども本人か保護者に支援してほしい。	1	経済的支援については、本基本方針に「条例及びこれら国の指針や施策を踏まえ、「千葉県不登校児童生徒等実態調査」の結果を詳細に分析し、不登校児童生徒の教育機会確保に向けた経済的支援の在り方について具体的な検討を行う。」と記載しています。
138	勉強重視や交流重視など、選択肢を多くし、複数のフリースクールを掛け持ち可能にしたうえで、費用負担の軽減策があると助かる。	1	
139	教育パウチャー制度を用い、子ども達が自分に合う教育を選べるようにして頂きたい。	1	
140	保護者への支援は必須であるのに加え、現状、フリースクールの安定的な財源確保が困難な状況が続いている。「本人のペースを尊重して待つこと」と「事業を継続するために収入を得ること」の両立は非常に難しく、利用者でフリースクールの両方に支援が必要である。	1	
141	居場所づくりをしている団体を支援してほしい。直接支援ではなく、レクリエーション保険や損害賠償保険代を補うなどで充分である。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
142	「いじめの重大事態」の子どもの家庭に一定の経済的補償をお願いしたい。なぜ加害者の教育を受ける権利だけが守られ、被害者は権利を奪われたまま何も補償もされないのか。	1	
3 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項			
(1) 相談体制の整備			
143	スクールカウンセラーは、早期に関係機関に情報共有し、連携して取り組むことを提案する。学校内外における専門的な相談・指導体制をさらに充実させる必要があり、具体的には、訪問相談担当教員とスクールソーシャルワーカーとの人数を増員し、質の高い研修を実施することが重要。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
144	フリースクールには、安全対策として詳細な規則や不良行為に対する懲戒の実施について、深い知見がないように感じる。よって基本方針で県が民間連携する際は、万一深刻な問題があったと、県や関連相談機関に相談のある際、親子の意思に寄り添い、時に聴くだけでない対応をしてほしい。また県は不登校条例に基づき民間団体と連携すると明言している以上、民間の質を問う基準を必ず作り、具体的に明記すべきではないか。	1	基本方針に記載した「今後、教育委員会、学校とフリースクール等の連携を更に強化し、フリースクール等の自主性を踏まえつつ、相互に協力・補完する体制を構築する」により、具体的な取組を推進する上で、御意見を参考とさせていただきます。
145	フリースクールにおいて問題があった際に千葉県に救済機関があれば、基本方針に記載してほしい。もし救済機関等を検討せず、作らない場合、第三者の公機関が千葉県にあるのか。ある場合は、連絡先を基本指針に明記ください。	1	
146	個人情報の取り扱いについては、基本方針13ページに記載されたように、関係機関で情報共有する際は、必ず親子の同意を取ると考えてよいのか。念を入れて親子の同意の尊重の一文が欲しい。また書面などで同意書を取る場合、既にひな型があるなら、参考資料として基本方針に掲示すれば、学校等に親切ではないか。	1	御指摘のとおり、個人情報の取扱いには、細心の注意が必要だと考えています。実際の運用時には、本基本方針に記載した内容を踏まえ、法令等を遵守した上で、対応を徹底します。
147	民間と県が親子の情報共有をする場合は、民間が年度途中で事業停止や廃業する可能性もごく一部想定される。個人情報の方が一にも散逸・流出しないために、県は民間連携事業者との文章等の管理・保存規則や、守秘義務規定、違反に対する規定などを基本方針で定めるか、要綱や規則等で作って欲しいと思う。	1	
148	「一人一人の状況を的確に把握」が一番必要でありながら難しいので、迅速かつ確実に実施されることを望む。「アセスメント（見立て）」が必要となるが、相談した内容に基づき、心理職が保護者や教員に対応を指導する仕組みがあると助かる。待遇改善などを図り、専門スタッフの資質の向上と配置の充実をお願いする。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
(2) 県民の理解の促進			
149	教育機会確保法の啓発をするなら、子どもの権利条約が述べる権利についても、周知すべきではないか。不登校になってからのサポートやケアも大切だが、子にとって不本意な不登校になりにくい予防策として、権利条約の啓発は基本指針の重点に入れて欲しいと思う。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
150	不登校児童生徒の保護者は相談や情報共有する場も必要であるが、不登校児童生徒でない保護者や地域の方からの心無い言葉や差別に傷ついている事も少なくない。不登校児童生徒への理解や風土醸成のための対策が必要ではないか。	2	
(3) 調査研究・情報収集			
151	今、苦しんでいる親子や教員が一番現場の実態を知っている。アンケート調査以外にも、聞くという部分を施策とし、親子や有志教職員に負担をかけない方法を工夫、実践してはどうか。千葉県は基本方針の施策としてこの点も検討すべきではないか。	1	県では、協力いただける児童生徒や保護者の方に個別のヒアリングを実施しており、今後も、実際の生の声を施策に生かすことができるよう努めてまいります。
152	子どもが相談しやすい手法を調査研究してはどうか。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
153	ピア・サポートを研究テーマとしてはどうか。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
(4) 研修及び人材の確保			

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
154	先生方の不登校に対する理解や対応の仕方を深める研修を充実させるべき。	2	
155	教員に研修を増やし業務を多忙化させないのか。研修の前に、学校業務削減や人員加配の充実こそ、不登校対策や支援の実効性のために必要ではないか。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
156	以下の内容を追記すべき。 「また、教員を対象としたあらゆる研修に、インクルーシブ教育の観点が含まれるよう、徹底する。」	1	
157	方向性を示され研修が行われても、日々の実践の中で悩まれることも多いと思うので、先生方に、行動分析や児童心理、児童福祉の専門家が伴走して共通の理解を基に相談やアドバイスが日々受けられる仕組みがあればと思う。	1	今後の研修の企画立案において、参考とさせていただきます。
	(5) 切れ目のない支援を行う体制の整備		
158	支援がありすぎると支援を受ける側も、支援疲れをすることもあってはいないか。動的な支援ばかりでなく、静的な支援も新たな仕組みとして工夫して組み込んでほしいと思う。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
159	高校生の不登校生徒の支援も大切。しかし不登校条例は学齢生徒までが対象であり、高等学校、高校生支援部分は条例の対象ではない。	1	
160	「教育と福祉を融合した新たな高等学校の在り方を検討」は、素晴らしいアイデア。公立高校が通信制高校と同じようなサービスを極めて安価に提供できれば、その社会的意義ははかり知れない。子どもたちの活動意欲を重視し、義務教育のどの段階からも学び直しが可能であるようにすると、不登校の子どもと親にとって、大きな朗報になる。	1	義務教育段階にとどまらず、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が重要であり、その趣旨を本基本方針に記載しております。
161	ケース会議などにもオンライン会議を利用して、他職種の連携が、移動時間などの制約を受けずに出来るようにしてはどうか。また、希望すれば不登校児童生徒本人が、ケース会議などで自分の気持ち、希望を直接伝えられる機会があってもいいと思う。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
162	不登校は、長期的な視点に立った支援が必要。そのため、学校だけでなく、教育委員会、医療機関、児童相談所等、関係機関が連携して、子どもたちを継続的に支援する体制を構築する必要がある。	1	
	項目や内容の追加等		
163	この案には学校教員数の定員満足、そしてさらなる定員増について明確にされているか。できる限りそうした基本的体制が重要であることを明記願う。	1	
164	問題を抱えた生徒や家庭への対応のマンパワーの強化が必要。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど現在はどれくらい配置されていて、どれくらいカバーされているかなど基本的な数量的分析が不足している。数字がないなら、より踏込んだ表現をして頂きたい。	1	教職員による支援体制の充実やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの資質の向上と配置の充実を記載しております。基本方針は、不登校児童生徒の支援に当たり、今後の大きな方向性を示すものであり、具体的な数値等は記載しておりません。
165	以下の内容を追記すべき。 「不登校の相談を受ける際、子どもの特性が原因である旨の説明を保護者に対してすることは、差別的で、非常に保護者を傷つけ、追い詰めることになるので絶対にあってはならない。特性は本来、学校での指導の個別最適化によって対処されるべきものである。また、保護者は、子どもの安定、教育機会および居場所の確保ができて初めて安心することができる。相談を受ける際、子どもの特性をことさらに指摘することは、二次加害にあたり、決して保護者の安心につながらないことに留意する。」	1	
166	以下の内容を追記すべき。 「子どもは、精神障がいや、神経発達症（発達障がい）の有無にかかわらず、根源的に人との関わりを求めている。子どもたちは不登校になるまでに、人との関係に傷ついている場合が多いが、傷つけるのも人であるなら、癒すのもまた人である。学校は、子どもや保護者が外部機関とのつながりを確保していてもなお、信頼関係を築く努力を継続しなければならない。」	1	本基本方針に同趣旨の内容が含まれているため、文言の修正は行いませんが、御指摘いただいた詳細な点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
167	こども基本法の基本理念を取り込む必要がある。学校、フリースクール等の民間団体、家庭において、子どものウェルビーイングを最優先させることができるよう、法令上の根拠が必要。それによって、福祉部局と連携し、人員と予算を手配することが可能になる。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
	その他		
168	学校は子どもの成長を促し、社会性を身につける場所ではあるが、いじめやトラブルなども存在する。そういった中で、改めて「学校」という場の意味を捉え直すことが求められる。	1	御指摘いただいた点は、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。
169	不登校でも、学校を休んでいても、子どもが何かを追求し、その過程や成果について、出席や成績という形でなくても、学校や社会に認められる社会の実現を求める。	2	
170	未来ある子供たちが、安心・安全に通うことができる学びの場を確保してほしい。	1	
171	フリースクールは千差万別。安心する居場所であることは間違いないが、更に未来を見据えた支援や教育も時期がきたら必要かと思う。学校・行政との連携となれば最低限の連携の基準・内容を吟味する必要もある。	1	
172	辛い気持ちを抱えている児童生徒を迎え入れる気持ちが、同級生たちにもっとあれば良いかと思う。少しの違いを越えて、他の児童生徒を迎え入れてほしいと思う。	1	
173	中3の息子は吃音のために完全不登校で、一番困ったことは「中学校にことばの教室がない」点。吃音は、不登校の大きな要因であると思う。思春期の子供の不登校の要因に吃音があることも意識して、対策を検討していただきたい。	1	
174	現役世代の納税分を高年齢者支援にまわさず、必ず子どもに支援する枠をつくってほしい。	1	
175	学校システム改革と教員の働き方改革に早急に取り組んでいただきたい。不登校になる子どもの多くが感受性の強いHSCであり、HSCは教員のストレスまで感知して不調になる。教員にとって居心地の悪い学校に繊細な子どもが安心安全に通うことはできない。	1	
176	市の教育政策を決める委員会の傍聴をしたが、委員に不登校に苦しむ子どもと保護者を代弁する委員はいなかった。当事者の声を聴いて政策に反映してほしい。	1	
177	どんな教育を受けたいか、保護者と子どもにアンケートをとってほしい。	1	
178	学校はとても閉鎖的である。コミュニティ・スクールのように、地域に、保護者にひらかれた教育にしていくほうが良いのではないか。	1	
179	学校が不登校の子どもの様子を尋ねるのは、プライバシーにかかわる問題だと思う。どこかに不登校の子の報告をする義務があると言っていたので、そのような報告は廃止して頂きたい。	1	
180	こどもの意見表明権を保障し、不登校児童に関することは、不登校児童に聴くことを様々な事柄で実施すべき。	1	
181	発達障害のグレーゾーンの場合、支援が受けられない現状も理解していただきたい。	1	
182	こどもが通っている中学校の校長は、出席扱いとなるフリースクールへの通所に通学定期が適用されることを知らなかった。本基本方針が現場で共有されるよう期待する。	1	
183	教員の考え方や学校組織が変化しない限りは、不登校を選択することも増え続けると思う。学校にも子どもたちにとっても不幸なことだと思う。良い事例の共有をお願いする。	1	
184	東京大学バリアフリー教育開発研究センターのインクルーシブ教育の推進の考え方はとても学びになると思う。このような教育コンテンツを利用されるのはどうか。	1	

No.	意見の概要	同趣旨の 意見数	県の考え方
185	毎日、子供の出欠席を報告しなくてはいけないことをどうにかして欲しい。また、先生も忙しいと思うが、家で出来るプリント、美術の制作などの提案を積極的に行なってもらいたい。親が子供に出来ることを先生に確認するのではなく、先生の方から考えて提案して欲しい。	1	
186	全欠席で登校していなかった生徒の高校卒業後の進路は芳しくなく、他に選択できる仕事や学業への具体的な道も少ない状況。登校に限らず社会と交わる経験ができるように支援することを希望する。	1	
187	きめ細かなオーダーメイドの対応をするためには人員の確保が最重要と思う。また、難しいケースの場合、教職員が必要時いつでも相談できるスーパーヴァイザーを置くシステムも必要だと思う。	1	
188	先生方は学校での教育に対して専門性が高いため、不登校支援については、教員資格の有無に拘らず、寧ろ心理学などを習得し、不登校に精通している別の専従職員がいたら状況が改善しやすく感じる。	1	
189	リモート授業の実施・個別ブースのある別室・リモート授業の出席扱いなど学校によって差のない合理的配慮をしてほしい。	1	
190	幼稚園・保育園の年長時に小学校を体験する機会をつくったり、入学前に身に付けるべき生活スキルを促したりするとともに、家庭では学校教育の意味の啓発など集団に適応しやすいようなバックアップ体制や入学説明会を有効活用し、登校が心理的負担になり始めたときの基本的対応を周知しつつ、子どもの自己肯定感を養う対応の勧奨をしていくことが必要。	1	
191	全般的に「不登校支援」に対する啓発活動ももっと必要だと思う。また、高校生には単位や進路の課題もあるため、早期支援の必要性を保護者・子どもに認識させる必要もある。	1	
192	家庭訪問が可能な職員を増やす必要がある。また、不登校支援の経験が長く、スキルのある方に、専門的指導者として、その指導を広めることも有効。一方、高校や特別支援学校にも、不登校支援を担うことができる職員が必要。	1	
193	デジタル学習教材「すらら」のような学習ツールを授業のメインにして、先生の役割を補足や伴奏役のような形に変えていくことを願う。先生の気持ちに余裕が生まれ、不適切な指導をしなくて済むようになる。	1	
	合計	221	